

No.43
2023.7

「林木育種への期待の高まりに応えるために」 ～花粉症対策、森林吸収源対策への貢献～

林木育種センター所長 箕輪 富男

骨太の方針2023(経済財政運営と改革の基本方針 2023)が6月16日に閣議決定されました。方針では、新たに政府一体となって花粉症対策に取り組むことが明記されたほか、GX(グリーン・トランスフォーメーション)の取組として森林吸収源対策の加速等が盛り込まれました。

花粉症対策については、先にまとめられた「花粉症対策の全体像」(5月30日花粉症に関する関係閣僚会議決定)に基づき、10年後には花粉発生源のスギ人工林を約2割減少させ、将来的(約30年後)には花粉発生量の半減を目指し取り組むとされています。

具体的には、スギ人工林の伐採面積を現行の約5万ha/年から、10年後には約7万ha/年まで増加させること。併せて、花粉の少ない苗木や他樹種による植替え等を推進することとされ、10年後には、花粉の少ないスギ苗木の生産割合をスギ苗木全体の9割以上に引き上げることを目指すとされています。

また、森林吸収源対策においては、国内の人工林が本格的な利用期を迎える中、人工林資源の循環利用を進めるとともに、再造林により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくことが重要になります。

特に、特定母樹から育成された苗木(特定苗木)は、従来の苗木に比べ成長に優れ、下刈り期間の短縮が図られることから、再造林・育林の省力化や低コスト化、さらには二酸化炭素吸収量の向上も期待されます。

このため特定苗木については、令和12年までに林業用苗木の3割、令和32年までに9割とする目標が設定されているところです。

このように花粉の少ない苗木や特定苗木に対する期待が高まる中、今後も必要な苗木を安定的に供給することが一層重要となっています。

林木育種センターにおいては、これまで無花粉スギなどの花粉症対策品種の開発や特定母樹の指定、原種苗木を安定的に生産・配布するための増産施設の整備や技術開発を進めてきました。この結果、令和4年度の原種配布においては、全体の7割を特定母樹が占め、花粉症対策品種と合わせた花粉の少ない苗木(花粉症対策に資する苗木)の割合は9割を占めるまでになりました(原種配布や特定母樹の指定状況等については、次頁以降に詳細を記載しています)。

また、新たな品種の普及には、森林・林業関係者の皆さんにその特性等の理解を深めていただき、活用していただくことが必要不可欠となります。このため、都道府県や種苗事業者等に対する採種穂園の造成・管理等のための育種技術の指導に努めるほか、都道府県や国有林、森林整備センターなどとも連携し、特定母樹等の展示林の設定も進めているところです。

林木育種センターでは、今後も花粉症対策や森林吸収源対策など、社会ニーズに対応した優れた品種の開発等を進め、林木育種から森林・林業分野に貢献して参りますので、関係者各位のご理解ご協力をお願い申し上げます。

【紙面紹介】

原種生産・配布の取組	2～3
特定母樹の指定・配布状況について	4
キハダの葉フェノロジーの産地間変異	5～6

掌サイズのシークエンサーを用いたゲノム編集樹木の選抜	7
日本全国の林地の林業採算性マトリクス評価技術の開発	8



国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター

Forest Tree Breeding Center, Forestry and Forest Products Research Institute